

決 定

(中間収入の非控除について)

〔 総括委員会 平成24年6月26日決定 〕

東京電力株式会社は、平成24年6月21日、個人に対する本賠償の4回目の請求（請求対象期間：平成24年3月1日から5月31日）について、就労不能損害の中間収入の非控除限度額を1人月額50万円とするプレスリリースを発表した。

当委員会は、平成24年4月19日、総括基準「営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について」を決定しているが、個別の和解仲介手続において、請求対象期間を問わず、非控除限度額の目安を1人月額50万円とすることも差し支えない。

以上

原子力損害賠償紛争解決センター 総括委員会

総 括 委 員 長 大 谷 禎 男

総 括 委 員 鈴 木 五 十 三

総 括 委 員 山 本 和 彦